○文部科学省令第三十二号

エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十五号）の施行に伴い、及びエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）を実施するため、エネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十一月三十日　　文部科学大臣　柴山　昌彦

エネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令の一部を改正する省令

エネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令（平成十五年文部科学省令第四十号）の一部を次のように改正する。

本文中「第八十七条第十一項」を「第百六十二条第十一項」に改める。

様式を次のように改める。

様式

表

第　　号

エネルギーの使用の合理化等に関する法律第162条第11項の規定による

立　入　検　査　証

写

真

押出スタンプ

職名

氏名

年　月　日生

年　月　日交付

年　月　日まで有効

文部科学大臣　　印

裏

エネルギーの使用の合理化等に関する法律（抜すい）

第162条

3　主務大臣は、第３章第１節（第７条第１項及び第５項、第８条第１項、第９条第１項、第10条第１項及び第３項、第11条第１項、第12条第１項、第13条第１項及び第３項、第14条第１項、第18条第１項及び第４項、第19条第１項、第20条第１項、第21条第１項及び第３項、第22条第１項、第23条第１項、第24条第１項及び第３項、第25条第１項、第30条第１項、第31条第１項、第32条第１項及び第３項、第33条第１項、第34条第１項、第35条第１項及び第３項、第36条第１項、第40条第１項及び第３項、第41条第１項、第42条第１項、第43条第１項及び第３項、第44条第１項並びに第50条を除く。）の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定事業者、特定連鎖化事業者、認定管理統括事業者、管理関係事業者又は第46条第１項の認定を受けた者（特定事業者、特定連鎖化事業者、認定管理統括事業者及び管理関係事業者を除く。）に対し、その設置している工場等（特定連鎖化事業者にあつては、当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含む。）における業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、当該工場等に立ち入り、エネルギーを消費する設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等に立ち入る場合においては、あらかじめ、当該加盟者の承諾を得なければならない。

11　前各項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

12　第１項から第10項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第167条　第３章第１節及び第４節並びに第162条第３項における主務大臣は、経済産業大臣並びに当該者が設置している工場等及び当該者が行う連鎖化事業に係る事業を所管する大臣とする。

第171条　次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

三　第16条第１項（第48条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第27条第１項（第48条第２項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第38条第１項（第48条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第49条、第103第１項（第136条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第111条第１項（第119条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第115条第１項（第119条第２項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第120条、第127条第１項（第136条第２項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第132条第１項（第136条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第137条、第141条第１項若しくは第162条第１項から第３項まで若しくは第５項から第10項までの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第１項から第３項まで若しくは第５項から第10項までの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

（備考）　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ７とする。

附　則

この省令は、平成三十年十二月一日から施行する。

○厚生労働省令第百三十五号

エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十五号）の施行に伴い、エネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十一月三十日　　厚生労働大臣　根本　匠

エネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令の一部を改正する省令

エネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令（昭和五十四年厚生省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

本則中「第八十七条第十一項」を「第百六十二条第十一項」に改める。

様式を次のように改める。